平成２３年（フ）第１３８０８号
東京都大田区上池台５－２－10－204、住民票上の住所東京都大田区上池台５丁目７－17
債務者　片庭　典子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川卓也
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９０８号
東京都墨田区太平１－25－15－201　川上知子方、住民票上の住所埼玉県飯能市大字前ヶ貫265－16
債務者　藤井　義久
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　康知
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７号
静岡県富士市津田199番地の８
債務者　多田　正作
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　順
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１６８号
静岡県富士市津田199番地の８
債務者　多田　雅美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　順
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１３７９７号
東京都府中市是政５丁目15　第５是政住宅２－303
債務者　宮路　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　成道
4　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１５号
広島県東広島市西条町下見4663番地１
債務者　梶山眞穂美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　破産債権の届出期間　平成23年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５号
沖縄県沖縄市高原３丁目１番53号
債務者　仲松　　司
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
4　破産債権の届出期間　平成23年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２００号
島根県雲南市大東町大東下分455番地
債務者　竹下　孝枝
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　一般調査期間　平成23年12月２日から平成23年12月16日まで
6　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３２号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字諏訪野６－15　７号、住民票上の住所岩手県二戸郡一戸町西法寺字諏訪野６番地15
債務者　梅津　締子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第４３号
岩手県久慈市夏井町鳥谷第７地割90番地４
債務者　小林　紀子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第１０３３号
埼玉県川口市新井町14番11－101号　日輝パークマンション
債務者　深山　俊之
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８９号
埼玉県川口市東川口５丁目13番15－506号　コン・アモーレ東川口
債務者　神辺　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１１号
埼玉県川口市宮町４番27号　ＮＣＫビル307号
債務者　島崎サイダこと　シマザキ　サイダカタペ
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３２号
埼玉県川口市大字源左衛門新田286番地の22
債務者　高田　るり（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係